

那覇市ともかぜ振興会館自動販売機設置場所賃貸借について

那覇市では、ともかぜ振興会館敷地内に清涼飲料等自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者を公募します。

公募は、市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成23年12月6日市長決裁）に基づき、自動販売機設置場所（行政財産）を制限付一般競争入札により貸付けを行います。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

(1) 件名

那覇市ともかぜ振興会館自動販売機設置場所賃貸借

(2) 入札の内容

那覇市ともかぜ振興会館屋外敷地に設置する清涼飲料等自動販売機の場所を地方自治法第238条の4第2項に基づき行政財産を貸し付けるものです。詳細については、那覇市ともかぜ振興会館自動販売機設置場所賃貸借公募要項（以下「公募要項」という。）のとおり

(3) 設置場所

① 所在地：那覇市金城3丁目5番地3

② 貸付面積 3.0㎡ ※空容器回収箱を含む面積とします。

(4) 賃貸借期間

令和5(2023)年11月1日から令和9年(2027)年9月30日まで。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札公告の日から開札日までの間、次に定める要件をすべて満たすこと。

(1) 沖縄県内に本社や事業所、営業所を有する法人

(2) 法人で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 那覇市契約参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 沖縄県内にある事業所、営業所の市町村税を滞納していないこと。

(5) 過去5年以上、自販機設置維持管理の実績がある法人であること。

(6) 本公募要項に定める条件及び法令等を遵守し、「設置事業者（借受者）自らが貸付物件を自販機及び空容器回収箱設置の場所として、賃貸借期間中継続して運営する事業（以下「自販機事業」という。）を行う資力、能力等を有する法人であること。

(7) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 契約事項を示す場所

那覇市金城3丁目5番地3

那覇市 総務部 平和交流・男女共同参画課 ともかぜ振興会館

4 入札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和5年10月20日（金）14時より
- (2) 場 所：那覇市金城3丁目5番地3 ともかぜ振興会館2階 研修室

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、その者の見積る入札額の100分の5以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第8条第1項の規定に基づく場合は免除とします。

6 予定価格は、以下のとおりです。

金5,907円

※落札価格は予定価格以上の最高入札価格とします。

7 入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。

8 入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

9 入札実施要領の交付に関する事項

- (1) 入札案内書（公募要項）の交付及び入札参加申込受付は、ともかぜ振興会館で行います。
- (2) 入札参加申込受付期間は、令和5年9月4日（月）から令和5年9月22日（金）までです。

10 その他

- (1) 落札者は、当該入札物件が公有財産であることに留意し、利用すること。
- (2) その他詳細については、「那覇市ともかぜ振興会館自動販売機設置場所賃貸借公募要項（制限付一般競争入札）」によります。

【お問い合わせ先】

那覇市 総務部 平和交流・男女参画課 ともかぜ振興会館
電話：（直通）098-857-7110 担当 上原・徳永